

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月で報告します。

業務課と領域拡大と若手支援、そして、魅力と活力へ ～常議員会で承認され会員サポートがスタート～



副会長 松田 純一 (45期)

業務課が、7月22日常議員会で承認可決され、いよいよスタートしました。約10年ぶりの新設課です。6階西側に、オックスフォードブルーの色鮮やかに表示プレートも掲げられ、気鋭の担当職員6名元気に執務を開始しました(66頁参照)。

所管は、①弁護士活動領域拡大推進本部、②若手会員総合支援センター、③新進会員活動委員会、④弁護士研修センター、⑤弁護士業務妨害対策センター、⑥弁護士倫理、⑦弁護士業務改革、⑧中小企業法律支援センター、⑨法律事務職員研修などです。

これらが一体化したのは、「会員サポート」という役割を組織「横断的」に「連携」活性化させて、その機能をしっかり果たすためです。この連携が問題点の気づきと解決策を提示してくれるものと期待しています。

新設された上記①②については、その連結器としての期待が大きいところです。

①弁護士活動領域拡大推進本部も、7月22日の常議員会で設立を承認されたものですが、今後50期代、60期代を中心とした若いリーダーが斬新なアイデアと馬力でぐんぐん牽引してくれるはず。現在いろいろなアイデアが寄せられています。⑦情報インフラを構築して、活動領域全般に関する情報収集、調査をしながら発信を継続する、④若手弁護士が、企業、行政機関の内部で試験的に働いてみる「お試し」制度と、その後の戻る受け皿の整備、そしてその体験の発信、⑨海外案件への挑戦、一気に渉外案件にトライする手前で、在日外国人(例えば、ブラジル人もフィリピン人も20万人は下らない)

のケア需要の確認、①弁護士政治連盟の経験も加味しながら、身近な23区の議員をも意識した需要の調査などのアイデアは、法曹養成制度改革実現協議会の領域拡大部会(部会長山本昌平会員)で議論されていたものですが、今般、会員の皆様からもどんどんアイデアをお寄せいただき豊かな内容にして参りたいと存じます。

②若手会員総合支援センターについては、従前より新進会員活動委員会が若手の実態をアンケート調査したり、地方単位会(福岡県、仙台、そして、本年11月には京都)と交流してお互いの課題を確認しながら発信してくれています。

これに加えて、研修(業務、倫理)、会員サポート窓口相談、業務妨害に対する支援、執務環境の課題、開業・就業支援などが、できるだけワンストップで行われることで頼りがいのある魅力ある東弁となると思われます。

開業・就業(リクルート)支援は、早期の独立支援に加えて、今後は対象を企業・行政にも広げて検討する必要がある。市民相談窓口と倫理研修の連動、ビジネスマナーの研修化、もし存在するならばブラック事務所?からの救済なども検討テーマになりはしないか。これも会員の皆様から広くご意見をお寄せいただきたいと存じます。

これらの諸活動が相互に連動して、新規登録者もぜひ東弁に入りたい!と思う魅力醸成の一助となるようにご参加いただく委員の皆さんと理事者、職員、嘱託弁護士が一体となって頑張りますので、ご支援宜しくお願い申し上げます。

弁護士会の国際化と弁護士の国際化

副会長 栗林 勉 (45期)

国際活動に関する当会の活動としては、国際委員会、外国人の権利に関する委員会、ハーグ条約対応弁護士紹介制度検討協議会などがあります。一方で個人の生活やビジネスの面における国際化の進展は著しいものがありますので、会員の英語力向上を図るとともに、人権擁護およびビジネスのサポートの両面で当会の活動もより国際化を図っていかねばなりません。当会と

しては、本年11月から英語による研修講座を連続して行うとともに、若手弁護士向けにIBA総会参加者への補助金の支給や海外留学支援の制度を設ける予定です。また、国際的観点からの人権擁護活動、中小企業の海外展開へのサポートなどをより積極的に行い、弁護士会の国際化と国際活動にかかわる弁護士の取り組みを支援する体制を整えていきたいと考えております。

立会弁護士のご案内

副会長 富永 忠祐 (46 期)

当会は、非血縁者間の骨髄又は末梢血幹細胞の移植に伴う骨髄等提供の最終同意に際し、骨髄等移植の適正かつ円滑な実施に資することを目的として骨髄等提供同意立会弁護士派遣センターを設置し、最終同意の立会弁護士を派遣しています。骨髄等の提供はドナーの自由意思によるものですから、本来、いつでも辞退できますが、最終同意書に署名捺印した後は同意を撤回することができません。最終同意がされると、患

者側は、移植が受けられることを前提に処置を始めるからです。従って、最終同意にはとても重要な意味があり、立会弁護士は、医師等が十分な説明を行い、ドナー本人と家族が理解しているか、骨髄等の提供が自発的意思によるものかを確認するために同席します。昨年度は556件の派遣依頼があり、現在、約190名の会員が立会弁護士として登録しています。

「業務課」スタート ― 名前は地味ですが

副会長 船木 秀信 (42 期)

7月22日の常議員会で設置が承認された「業務課」が9月1日スタートしました(66頁参照)。業務改革関係、研修関係の各委員会、新進会員活動委員会の各担当に加え、同じく9月1日スタートの「若手会員総合支援センター」、「弁護士活動領域拡大推進本部」を担当する文字通り会員の業務支援を主な業務内容とする部署です。名前は地味ですが、大きな可能性を秘めています。6階事務局の裁判所側入口から入って

右奥、司法調査課の隣にブースを設けています。

これに先立ち8月1日付で職員の人事異動が行われ、あわせて、新人職員の方3名が入局されました。また、広報課が、7階の人事・情報システム課と同じ部屋に移りました。情報システムのノウハウと広報のウェブサイトとのコラボを図ろうとするものです。

あわただしく8月が過ぎ、いよいよ実りの秋が始まります。

弁連大会

副会長 柴垣 明彦 (44 期)

みなさん、こんにちは。東弁の副会長は、各地域の弁連大会に2名ずつ参加をしています。私は7月に東北弁連(仙台)と北海道弁連(札幌)に参加しました。それぞれの大会の午前中のシンポジウムは、震災対応・法教育と地域性もあり大変参考になります。9月は関弁連(つくば市)があり、10月に入ると中部弁連(金沢)と九州弁連(鹿児島)に参加することになります。

どのようなテーマのシンポジウムが組まれているのか、今から楽しみです。

9月は司法試験の合格発表があります。どの程度の合格者が発表されるのか注目されます。その数によっては人口問題が再燃し、さらには法科大学院や予備試験の問題がクローズアップされるかもしれません。議論の秋の到来?

図書館を利用しやすくするための取組み

副会長 彦坂 浩一 (44 期)

弁護士会の図書館は、毎年8月に1週間程休館をして、蔵書を整理したり、書架を整備したり、設備の工事などを行っています。

図書館の利用者数が増加しており、閲覧席が利用しにくいとの声が寄せられていました。そこで、今年の夏は、大きな閲覧机を4つに仕切る工事を行い、個別閲覧スペースに改造しました。6台の机に仕切り工事を行いましたので、合計24人分の個別閲覧スペースが

増設になりました(65頁参照)。

今後もより利用しやすい図書館にするために取り組んでいきたいと思っています。

また、図書館のことではありませんが、4階会員室内に執務スペースがあります。執務スペース利用の際にこんな本が手元にあったら便利という本がありますでしょうか。リクエストが多ければ書籍コーナーの設置も検討したいと考えています。